

「学びの改革 基本構想」における基準の適用の考え方

高校教育課

第1期高校再編計画から「学びの改革 基本構想」への移行期における基準の適用について次のように定める。

1 第1期高校再編計画の基準の適用について

平成29年度までに第1期高校再編計画の基準に該当した学校については、第1期高校再編計画の基準を適用して再編対象とし、本年度より検討を始める。

なお、検討にあたっては、旧通学区全体からの意見を聴きながら進める。

2 「学びの改革 基本構想」の「キ 基準の適用について（P20）」について

「基準は平成30年度から適用する」としているが、「2年連続した場合」を規定しているもの（※）については、平成30年度の場合、平成29年及び平成30年の5月1日の在籍生徒数をもって判断する。

ただし、「基準の適用を開始した時点で再編基準に該当する学校がある場合、その学校については、当面の間、基準の適用を一旦留保し、」としていることから、「2年連続した場合」を規定しているもの（※）については、平成30年度に基準に該当した場合であっても直ちに再編対象とはせず、平成31年度から基準を適用する。

※「2年連続した場合」を規定しているもの

ア「『都市部存立普通校』の基準について（P16）」

イ「『都市部存立専門校』の基準について（P17）」

ウ「『中山間地存立校』の基準について（P18）」

オ「『地域キャンパス』及び『中山間地存立特定校』がより小規模になった場合について（P20）」